

池谷自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 当自治会の名称は、池谷自治会(以下「本会」という)と称し、事務所を池谷自治会館(横浜市泉区中田南28番10号)に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、横浜市泉区中田南四丁目1番1号から同14号まで及び同4番28号、同8番から30番までとする。

(会員及び賛助会員)

第3条 本会は区域内に居住する者を会員とし、正当な理由がなければ入退会を拒むことができない。

2 本会の区域内に居住することなく営業所等を有する者は、賛助会員とし前項に準ずる。

(目的)

第4条 本会は民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、相互の親睦と福祉を増進し地域社会の向上発展をはかることを目的とし、次の事業を行う。

1. 会員の文化的活動及び健康増進と親睦をはかる事業。
2. 交通安全対策・防火防犯・環境衛生・震災対策等に関する事業。
3. 青少年の健全育成及び高齢化社会に対応する事業。
4. 自治会館の維持管理及び運営に関する事業。
5. 前各項のほか必要な事業。

第2章 組織

(班の設置)

第5条 本会の区域を区分して班を置く。

(事業部)

第6条 本会は次の事業部及び委員会を置く

2 その他必要に応じて委員会を設けることができる。

防災委員会、環境委員会、福祉シニア一部会、PJ行事委員会、会館運営委員会

第3章 役員

(本部役員)

第7条 本会は、次の本部役員を置く。

会長1名・副会長若干名・総務4名・会計2名・会計監査2名・事業部長・会館運営委員長

(役員)

第8条 本会の役員は前条の本部役員のほか各班長・事業部員、女性部、子供部、民生

児童委員、市関連役員とする。

2 寿会会長をオブザーバーとする。

(役員を選任)

第9条 役員を選考は選考委員会において行い、役員会で承認する。その詳細は細則にて定める。

2 班長、女性部、子供部の選考は各班の会員数、該当者数、年齢構成を考慮するものとし、その選任の詳細は細則で定める。

3 会長以下役員は、総会において選任する。

4 民生児童委員、市関連役員は行政の選考基準により推薦する。

(顧問・相談役)

第10条 本会は役員会の同意により、顧問・相談会をおくことができる。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次による。

1. 会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 総務は本会の円滑な運営をはかる、庶務全般を担当する。
4. 会計は本会の会計を担当する。
5. 監査は本会の会計を監査する。
6. 事業部は担当する各事業を推進する。
7. 会館運営委員は自治会館の保全及び運営管理に当たる。
8. 班長は各班員を代表し、その統括に当たる。
- 9 女性部は自治会事業に協力し、また自治会女性会員の交流をはかる。。
- 10 子供部は子供(自治会小学生、中学生)、幼児全体の自治会事業に協力する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし班長の任期は1年とし、いずれも再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

(役員解任)

第13条 役員が会則に違反し、あるいは本会の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会(臨時総会を含む)及び役員会とする。

(総会)

第15条 総会は毎年会計年度終了後、原則として1ヶ月以内に開催する。

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

- 3 総会は次の事項を審議決定する。
 1. 事業報告及び決算の承認。
 2. 事業計画及び予算の承認。
 3. 役員の選任に関する事。
 4. 会費及び会則の改廃並びに解散に関する事。
 5. その他重要で必要な事項。
- 4 会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったときは臨時に総会を開催することができる。
- 5 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 6 議事は出席者の2分の1以上をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 総会の招集は、会議の目的・日時・場所を掲載した書面で、会員に通知をしなければならない。

(役員会)

第16条 役員会については、別に定める。

(個人情報保護)

第17条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、自治会において個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 本会は「役員名簿」「非常時用会員台帳」作成においては個人情報取り扱いを定めた細則に定める事項によるものとし、周知し、適正に管理するものとする。

第5章 会計

(経費)

第18条 本会運営に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第19条 会員の会費は、総会において定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 資産及び管理運営

(保有資産の管理運営)

第21条 本会の保有する資産(以下「資産」という)の構成は、別に定める保有資産目録による。

- 2 資産の管理運営は役員会が行う。
- 3 役員会は資産の管理運営に関し、運営規定を制定し役員のうちから責任者を定めて管理にあたらせる。

(資産の経費及び会計)

第22条 資産の所有及び維持管理に関する必要な費用は本会が負担する。

- 2 役員会は資産の管理運営に関し収支の結果を総会に報告し承認を得なければ

ばならない。

(資産の処分)

第23条 資産の処分は、役員会で決定し総会で報告する。

第7章 表彰・弔意・見舞金等

(表彰等)

第24条 会員等の表彰・敬老祝品・弔慰金・災害見舞金・その他必要事項は別にさだめる。

第8章 その他

(細則の制定)

第25条 本会運営に必要な細則は、役員会において定める。

付則

1 旧会則を廃止し、この会則は平成18年4月16日から施行する。

2 令和2年4月12日改定(第6, 8, 8, 11, 17, 23条改定、各条項順NOに変更)